

比謝川行政事務組合火災予防条例の改正により、

平成26年8月1日から「消火器の準備」と「露店等の開設届出」が必要となりました。



ニライ管内で行われるすべての催し（イベント）が対象となります

多数の者の集合する催し（イベント）を開設しようとする者

（祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する対象火気器具等を取り扱う催し）

※対象火気器具等とは、火を使用する器具でコンロ・グリドル・ストーブ・発電機などです。

次のフローチャートで確認して下さい。

催しに際し、対象火気器具等を使用
する露店等を開設する予定がある

いいえ

■ 「消火器の準備」 ⇒ 不要

■ 「露店等の開設届出」 ⇒ 不要

はい

多数の者が集合するなど、社会的
広がりのある催しである

いいえ

近親者によるバーベキュー、幼稚園等で
父母が主催するもちつき大会のように相互
に面識がある者が参加する催しや、集合す
る者が個人的つながりに留まる場合などは
対象外です。

はい

「消火器の準備」と「露店等の開設
届出」が必要です！



● 消火器の準備は誰がするの？ 原則として、
対象火気器具等を取り扱う者が
準備する必要があります。

● 露店等の開設届出は誰がするの？

露店等を開設しようとする者に義務がありま
すが、一つの催し等に対象火気器具等を使用
する複数の露店等を開設する場合には催し等
の主催者や露店等の開設を統括する者が、取
りまとめて管轄する消防署へ届出をします。

さらに

屋外において、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路等を会場とし、
露店等の数が45店舗を超える場合

消防長が「指定催し」として指定します

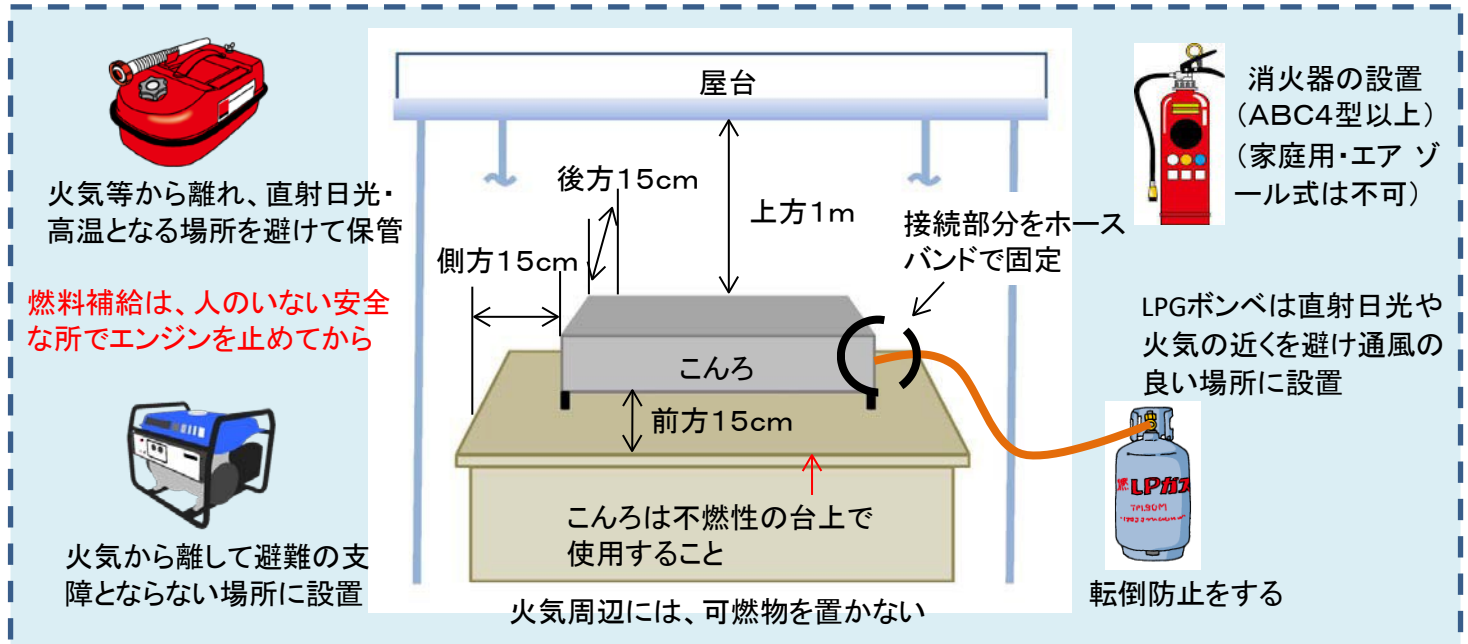
- ① 指定する場合は、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定催しの指定をしたときは、主催する者に書面で通知するとともに公示をします。
- ② 「指定催し」の指定を受けた主催する者は、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成し、開催する日の14日前までに消防署に提出しなければなりません。

お問い合わせはホームページトップ画面下、各消防署（読谷・嘉手納・北谷）まで

ニライ消防本部

主催者・出展者及び関係者の皆様へ！

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し・イベントなど各種行事において、火災が発生すると甚大な被害となることがあります。火災の発生を未然に防ぐためにも、イベント等の関係者の皆様には次の事項に注意していただき、多数の方々が安心してイベント等に参加できるよう安全対策の徹底をお願いします。



I 露店等の開設場所は、次のことに注意しましょう！

- 消火栓・防火水槽の障害となっていないか。
- 避難経路を確保する。

II 防火管理について

- 消火器を準備する。(変形や錆等がないもの) 住宅用消火器・エアゾール式簡易消火器具**不可**
- 緊急時に備えて、初期消火・通報・避難誘導などの役割分担・連絡体制を決めておく。

III 危険物(ガソリン等)容器を取扱う場合には、次のことに注意しましょう！

- 金属製容器で貯蔵し、蓋はしっかりと締める。
- 直射日光・高温となる場所を避け、風通しの良い場所で保管する。
- 容器の蓋を開ける前には、エア調整ネジを緩め内圧を抜く。
- 貯蔵・取扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しない。

IV ガスこんろ等を使用する場合には、次のことに注意しましょう！

- 使用中は、その場を離れない。
- 不燃性の台上で使用する。
- こんろの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かない。
- 振動や衝撃に容易に転倒、又は落下するおそれのないよう据え付ける。
- 始業前及び終了時には点検を実施する。

V プロパンガスを使用する場合には、次のことに注意しましょう！

- ボンベは火気から離れた直射日光の当たらない場所に置く。
- ボンベは平坦な場所に置き、転倒しないよう固定する。
- ゴム製ホースのひび割れ、劣化したものを使用しない。
- ゴム製ホースの接続部分はホースバンドで確実に締めつける。
- 使用しないガス栓には、専用ゴムキャップを付けておく。
- 使用後は、器具栓と元栓を閉める。

VI 発電機を使用する場合には、次のことに注意しましょう！

- 燃料漏れ等の異常はないか。
- 燃料を補給するときは、必ずエンジンを止め、人のいない安全な場所で行う。
- 火気から離れた、避難の支障とならない場所で使用する。

VII その他の注意事項について

- ガソリン容器・こんろ・発電機等の取扱説明書の安全事項を遵守する。
- くわえタバコで給油をしない。

露店等開設自主チェック表

テナント名

No.	チェック項目	チェック内容
1	開設場所	☐ 消火栓、防火水槽等の消防水利使用を妨げる場所には設置していません。 (消防水利から5m以上離れている。)
		☐ 消防車の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障がでる場所には設置していません。
		☐ 強風等で屋台・テントが倒壊、飛散したりしないよう固定されています。
		☐ 発電機を使用しています。(※No.8、No.9を必ずチェックする。)
2	自主防火管理 (消火の準備)	☐ 消火器を準備しています。
		☐ 消火器の正しい取扱い方法を確認しています。
		☐ 万が一に備え、119番通報、避難誘導等の担当者を決めています。
3	火気器具等	☐ 火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上で使用しています。
		☐ 火気器具等の近くには、燃えやすい物を置いていません。
		☐ 火気器具等の周囲は、常に整理、清掃に努めています。
4	LPガス	☐ ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に、鎖等で固定して設置され、火気器具等から2m以上離れています。
		☐ ゴムホースは、ひび割れや焦げ等で劣化のないLPガス専用のものを使用しています。
		☐ 火気器具等とゴムホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定しています。
		☐ 1本のボンベから2以上の火気器具等に分岐して使用していません。
5	カセットコンロ	☐ カセットコンロを使用する場合は、取扱い注意事項を守り正しく使用しています。
6	まき、炭等	☐ まき、炭等を使用するときは、みだりにその場を離れず、残火や取り灰などの後始末を確実に行います。
7	電気器具	☐ たこ足配線はせず、許容電流を守っています。
		☐ 水がかかるおそれがある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しています。
		☐ コンセント、配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。
8	発電機 (可搬式等)	☐ 発電機は、正しい使用・取扱い方法を確実に理解しています。
		☐ 観客等が容易に近づけないように、ロープ等で区画しています。
		☐ 途中で給油しなくても良いようにしています。
		☐ 運転中、暗い場所や観客等のいる場所での給油は絶対にしません。
9	危険物容器 (ガソリン等)	☐ 運搬及び保管する容器は、消防法令に適合した金属容器を使用し、キャップを確実に締め、取扱説明書に基づき正しく使用します。
		☐ 直射日光が当たらない風通しの良い場所で、発電機及び観客等から十分な安全な距離を保っています。
		☐ 容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを確実に行います。
10	玩具用花火	☐ たばこ等の火で着火しないよう、蓋ある不燃性の容器に入れるか、防災シートで覆って販売します。
11	暖房器具	☐ 暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用し、使用中はその場を離れません。
12	放火防止対策等	☐ 2日間以上にわたり開設する場合には、LPガスボンベその他の燃料、発電機は、露店終了後には持ち帰ります。
		☐ ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。

連絡先：ニライ消防本部予防課 TEL098-956-9924